

令和 5 年 2 月 8 日

工学研究科委員長
掛下 知行 殿

審査委員会報告書

審査委員	
(主査) 教授 杉浦 宏季	教授 
教授 野口 雄慶	教授 
准教授 辻本 典央	准教授 

学位論文提出者氏名
鮫嶋 優樹 (さめじま ゆうき)

学位論文題目
女子サッカー選手における戦術理解度向上に有効な要因の検討

学位申請受理年月日
令和 5 年 1 月 25 日

1. 学位論文の内容の要旨
別紙論文要旨のとおり

2. 学位論文審査結果の要旨

学校運動部活動における全国大会出場や上位入賞といった優れた競技成績は、指導者にとって自身の評価につながり、選手にとって進学や就職の優遇につながるため、学校では勝利至上主義に陥り易い問題が生じている。勝利を目指す上で指導者は適切な手段を選択する必要があるが、指導者が自身の考えを選手に上手く伝えることができなかつた際に、体罰等の不適切な指導を働いてしまう場合は少なくない。前述の指導は、指導者と選手の信頼関係が崩れるだけでなく、選手の競技離れや精神的な問題に発展する恐れがある。したがって、競技力向上を目的とした指導では、指導者と選手の考えが一致していることが重要である。近年、学校運動部活動の地域移行が展開されており、全ての指導者が適切な指導法を理解していることが求められる。

集団競技においては、選手個々が高い競技レベルを有していることが重要であるが、チームとしてのパフォーマンスを高めるためには、選手個々の判断基準となる集団戦術を共有していることも重要である。特に、他競技よりも広いコートで競技が行われるサッカーにおいては、一人あたりがボールに触れる時間は短く、パスの技術やボールに触れていない際のポジショニングが重要となる。したがって、個々の能力やパフォーマンスの高さはもちろんのこと、指導者の戦術に対する理解度を高めることが求

められる。しかし、サッカー競技に関する既存の研究は、ゲーム分析、移動距離や体力的要素の分析、選手の心理面に焦点を当てたものが中心であり、戦術理解に関する研究は数少なく、指導者の戦術に対する選手の理解度に着目した研究は見当たらぬ。

以上のことから、女子サッカー選手を対象に指導者の戦術に対する選手の理解度に及ぼす要因について検証することを博士論文の目的としている。

本論文は 7 章で構成されており、第 1 章は序論として本研究の意義と目的について述べている。第 2 章では文献研究を通して検討すべき問題を明確にしている。第 3 章では、第 2 章で整理された先行研究の問題点を踏まえ、本研究において検討すべき 2 つの検討課題および仮説を設定している。また、用語の定義および研究の限界についてまとめている。第 4 章では、対象者、調査項目、および調査方法等についてまとめている。

第 5 章（検討課題 I）では、指導者の戦術理解度を基に分類した 3 群（上位群、中位群、および下位群）にて「競技に対する考える力」に関する各項目の群間差を検証し、指導者の戦術に対する理解度が低い選手はそれが高い選手よりも「情報伝達力（話し合った上でチームメイトと考えを共有できる）」および「判断力（試合の流れを素早く判断することができる）」が劣ることを明らかにしている。

第 6 章（検討課題 II）では、第 5 章にて選択された情報伝達力および判断力に着目し、それらの変化と戦術理解度の変化の関連を縦断的に検証し、「情報伝達力あるいは判断力が向上した者は、指導者の戦術に対する理解度が向上する」こと、更に「両能力が共に向上了した者は、指導者の戦術に対する理解度はより向上する」ことを明らかにしている。

第 7 章は総括として、第 5 章および第 6 章の検討課題の結果を整理した上で、女子サッカー選手における指導者の戦術に対する理解度には、チームメイトと考えを共有するための情報伝達力および試合の流れを素早く把握するための判断力が関与していることを明らかにしている。併せて、今後、更に検証が必要と考えられる検討課題についても言及している。

上記の研究内容を審査委員会で慎重に検討した結果、鮫嶋優樹氏は博士研究者として十分な能力を有しており、また本論文は博士（工学）の論文として、学術上、価値のあるものと認める。

3. 公聴会の日時

令和 5 年 2 月 8 日（水）14：05 ~ 14：45

4. 最終試験結果の要旨

事前に提出された本文の内容、原著論文 2 編、および学会発表 1 回以上の修了条件を満たしていることを確認したうえで、令和 5 年 2 月 8 日の公聴会終了後、論文内容およびそれに関連した事項、公聴会での質疑に対する応答等について試問を行った。審議の結果、合格と認めた。

5. 審査委員会の所見

審査の結果および最終試験結果等を考慮して、申請者は博士（工学）の学位を授与される資格を有するものと認める。